

第一回國會 鐵工業委員會會議錄 第二十八号

昭和二十二年十一月四日(火曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 伊藤卯四郎君

理事 大矢 省三君 理事 岡田 春夫君

理事 今村長太郎君 理事 渡邊雄太郎君

衛藤 速君 生越 三郎君

岡部 得三君 庄 忠人君

長尾 達生君 西田 隆男君

三好 竹男君 有田 二郎君

神田 博君 平島 良一君

深津玉一郎君 淵上房太郎君

谷口 武雄君 高倉 定助君

出席國務大臣 水谷長三郎君

出席政府委員

石炭廳長官 菅 禮之助君

石炭廳次長 吉田第二郎君

商工事務官 渡邊 誠君

商工事務官 平井富三郎君

商工事務官 石坂善五郎君

委員外の出席者

専門調査員 谷崎 明君

本日の會議に付した事件

臨時石炭鑛業管理法(内閣提出)

(第六四號)

○伊藤委員長 これより會議を開きます

まず最初に前回生越委員より、御發

議がありました本委員會に關する日本

放送協會のラジオ・ニュースの件につ

いて報告をいたします。同報告は十月

三十一日の夜第一放送のニュースの時

間に放送されたものでありまして、そ

の文句は「臨時石炭鑛業管理法は、

衆議院鑛工業委員會で審議を始めてか

ら一箇月餘りも経過しているが、質疑

は各黨一名ずつ終つただけであるの

で、明日の鑛工業委員會では、あるい

は與黨側から質疑打切りの動議が提出

されるのではないかと見られてい

る。』というのであります。その出所は

單なる放送記者の觀測でありまして、

別にその根據と稱すべきものもないの

であります。同放送が事實を傳えたもの

でないことは、本委員會が引續き質疑

を繼續している現狀に照らして明瞭で

あります。つきましては、委員長とい

たしましては、ただちに同放送が事實

でないという點を注意いたしますと

ともに、その訂正方を申し入れました

ところ、次のごとき放送を十一月一日

に行ふこととなりました。すなわちそ

の要旨は、「前日の模様では、あるいは

質疑打切りの動議などが出るのではな

いかとも見られていたが、本日はその

ような事實はなく、從來の通り質疑が

行われ、なお来る四日以後も引續き質

疑が行われるはずである。」というので

あります。

以上報告をいたします。委員諸君の

御了承をお願いいたします。

それでは前會に引續き臨時石炭鑛業

管理法を議題とし、質疑を繼續いた

します。

○生越委員 私の緊急質疑に對して委

員長から御調査の報告がありまして諒

とする次第であります。昨今の狀況を

見ますと、ややもすると、われ／＼

が隱微的ではないかというやうな問題

が、政治の上に行われんとしてあるよ

うに思われるのであります。少くとも

石炭國營法に對しましては、國民ひと

しくこれに重大なる關心をもつておる

ときでありますから、委員長におかれ

ましては、そういう點に十分御注意さ

れまして、この委員會を十分に審議機

關たらしめるように御配慮くださるん

ことを、重ねてお願いいたしておく次

第であります。

前記の制度が安本において決定に非常

にひまがかかる、あるいは食糧の問題

が農林省において約束通りに、量はあ

りますけれども、内容において違ひ、

せつ／＼と切つた切符が現物化するこ

とが非常に困難である、いわゆる現品

の確保がなかつた、こういうことのた

めに非常な障害になつておるといふこ

とは、各人が認めるところでありま

す。これは幣原、吉田内閣當時からの

痼疾とも稱すべき、石炭増産に對する石

炭行政の弱體であります。これをもち

て強化しなければ、せつ／＼この法案

が通過いたしたとしても、おそらく増産

は望み得ないのであります。こういう

ふうに考えますがゆゑに、私は運輸、

大藏、安本、農林、商工省というよう

に、ばら／＼になつておつた石炭行政

を強力に推進させる一つの具體策がな

ければ、結局増産が不可能である、す

なわち増産障害になつておつた、今日

まで隘路となつておつたこのなわ張り

主義を排して、強力に推進させねばな

らぬ、すなわち石炭行政を最高度に強

化するこゝについて、この法案に盛

られた内容について、政府が確信と自

信をもつて、今までの弊害であるこの

セクシヨナリズムを排する自信をもつ

ておられるかどうかということ、こ

の機會にお尋ねしたい。簡單でよろし

ゆうございしますから、自信があるか

いをお伺いしたい。

○水谷國務大臣 その點に關しまして

は、特に留意をいたしました、協力命

令なんかに、主務大臣としての規定

を掲げておりますし、さらにまた石炭

廳並びに石炭局の構成、さらにまた管

理委員會と、そういうやうなものを

にらみ合わせまして、この法案がさい

わいに通過いたしました曉におき

ましては、そういう行政機構の擴充、

さらにまた簡素化というやうなことに

ついて、萬全の措置をとるべく考えて

おります。

○大矢委員 次に私は、この問題は最

も重要であるから、先に取上げたので

ありますが、先月の十一日に淵上さん

から總理大臣片山さんにお尋ねしたと

きに、この法案を一體増産目的が達せ

られれば中止する意思がないか、ある

いは三年という期限を切つておるが、

それまでに目的が達成されるならば、

いわゆるもつと年限を短くする意思が

ないのかという質問があつたが、これ

は一昨々日ですか、生悦住さんにお尋

ねになつたときにも、そういう意味の

質問があつたやうであります。また岡

田委員から、五箇年計畫を立てておき

ながら、三年とした理由いかんといふ

ことの質問に對して、五箇年計畫をし

ているが、政府は大いに擴張つて三年

間に目的を達するやうな心構えでやつ

ているのだ、だからとりあへず三年と

した、これは開議の決定だといふ答辯

が大庭からあつたのであります。十月

十一日の片山首相の答辯によりまし

と、増産ができればできるほどこれを

繼續するのだ、こういう答辯がありま

した。一方原則的には三年といふこと

をきめておきながら、増産目的が達せ

るまで

第一類第十二号 鐵工業委員會會議錄 第二十八号 昭和二十二年十一月四日

二三七

684

られればなお繼續するのだというところ、私は非常に答辯の間に食い違ひが生じていると思ふのであります。ことにまたこの法案の最後に「經濟事情により特に必要があるときには、これを延長する」とあるが、この經濟事情は何かといふことについて、私はよく明らかなのであります。私はなぜこれを重要視して今尋ねるか申しますと、この法案が業者にも、労働者にも、あるいは三者的にみても、どうも十分の支持を得ない理由はそこにあると思ひます。先日の公聴會において、業者並びに労働者の間に、政府が山に對する認識がいかに浅いかということ、増産に信念のない一つの理由としてこれをあげている。山は二年や三年ではたして効果があるのかどうか、こういう畫期的な一つの管理をやろうとする場合に、三年と期限を切つたのは、私もにはどうしても納得がいかないやうな問題であります。これは原案をつくる當時から、四黨の政策協定なり、あるいは三黨のその後におけるいろいろな話合があつて、最初の計畫よりか相當ギヤップのあることも私は想像できますけれども、しかしながら、三年と切つたことが、たゞ暫定的

にやつて見ようというあまりに信念のないやり方である。しかも山の事業が三年くらいで効果があらがると思ふことが、いかに山に對する認識が浅いかといふことが、これは友人筋から現場の人たちことごとく、あるいは第三者としても、そういうことを考えるがゆゑに、この間の公聴會においても、各方面からの意見の一致した點でありました。ほかの點は大抵それ／＼相違がありましたけれども、一致してこの法案

がいかに信念のない法案であるかといふことの疑いをもつ一つの原因となつてゐるのは、これを三年としたことについての批判が相當に強く行われておりますから、この機會にさつ／＼とやら、實はこう思つていたけれどもこういふことになつたのだ、先日労働大臣から、労働協約の問題、爭議行為の問題、さらに責任の問題、そういうことについても自分はこう思つたけれども、どうも労働省の方でいろいろ法規の關係上いかなかつたのだという、率直な正直な答辯をすることが、私は各委員をして簡単に納得せしめることであると思ひますから、私はこういう三年と切つた問題についても、率直に、一體山といふものをどういうふうにか、え、しかも三年ではたしてこの目的が達するの、また達しない場合にはどうするか、あるいは片山さんの言うやうに、これが目的通り増産すればなお繼續するのだといふのか、いずれかはつきりこの機會に御答辯を願ひたい。それによつて、山あるいは現場の人たちが、これを十分に解釋し理解することができると思ふのであります。率直にお答え願ひたいと思ひます。

○水谷國務大臣 私はこの法案が閣議決定になるに至りましたいきさつに關しましては、特に言わなければならぬという問題は別といたしまして、そのでない限りは、私はそういうことは言うべき問題でなしに、いかなるいきさつがございまして、閣議で決定したものは、われ／＼はそれに責任をもつて、それが最良最善の案であるといふぐあいに考へております。ただいま大矢君の御質問は、この法案の第一條と第六十九條をすなおに讀んでいただく

ならば、結論は大體生まれてくる、このやうに考へております。

○大矢委員 私はこれをいくら讀んでも生まれてこない。生まれてこないからそういう質問をしたのであります。今申しましたやうに、いろいろ閣議の事情だといふが、その事情を私はよくと内容を聴きたいのであります。はなはだ苦しいやうであります。

そこで私は第十四條の指定炭礦の問題について、これはぜひとも聴きたいのであります。十四條の指定炭礦と非指定炭礦、いわゆる普通炭礦と指定炭礦との區別をどの邊でするか、せんだつて來各議員からしばしば／＼この限界範圍、こういうものをいろいろ／＼聴きまされども、それは全國炭礦管理委員會に諮つてきめるのであるから、これは〇〇トン基準にしたものでもなければ、あるいは小さくても、それを基準とはしない。どこをつかんでいいかわからない。すなわち基準と範圍が明瞭になつていないのであります。しかし少くともこういう規定をこしらえる場合に、これ／＼のものは指定炭礦としたい。個々の山々について私は答辯してもらいたいといふのではないのであります。少くともいくつ／＼の

山、あるいは來年度の三千三百萬トンに對する何パーセント程度の山を指定炭礦にしたいといふお考えか、もちろんこれは今申しましたやうに、これを決定するときは全國炭礦管理委員會に諮る。こういうふうに言いますけれども、諮るということは、原案をもつていなければ諮ることができないのでありますから、私は少くとも政府にこれを制定する時分に、どの炭礦を指定炭礦とするかしないか、あるいはどの

程度にするかといふことの基準、範圍といふものは當然あるべきだと思ひます。それは今日まであなたが質問されてもこれに對する明瞭な答辯がないのであります。私はこれはぜひともこの機會にその基準、範圍、あるいは三千三百萬トンの來年度の炭出に對するパーセンテージ、山の數、このくらいのものは、私は發表できると思ひますから、その點をまずお聴きしたいと思ひます。

○水谷國務大臣 その點に關しましては、この法案の提案理由を説明いたしましたときにおきまして、大體述べておりました通り、すなわち現在石炭生産の大半を占める大炭礦より、逐次管理の範圍を擴充してまいりたいと考へております云々といふことを言つておりますが、大體そのやうに御了承を願ひたいと思ひます。しかしながら、これは原則でございまして、例外といたしまして、中小炭礦の特殊の山等に關しまして、さらにまた中小炭礦においても、増産の見地から指定せねばならないといふやうなこともあろうと思ひますが、原則は大體そのやうにうたつておるのでございます。しかしながら、この炭礦の指定にあたりましては、あくまでも慎重な態度をとりたいと思ふのであります。この法律施行にあたりましては、全國炭礦管理委員會に、指定の方針及び具體的の指定につき十分審議を願つた上に、最後的に決定したといふのが、われ／＼の考へでございします。

○大矢委員 私は政府委員の人に、今申しましたやうに、いわゆるパーセンテージ、あるいは數でも構はないから、今大矢君、大炭礦という言葉がありま

たしが大體大炭礦といふのは私は十萬トン以上の年産額のものと思つておりますが、そういう考へで差支えないか、その數なりあるいはパーセンテージくらいは發表していただきたいと思ひますが、その點に關しまして、お答え願ひたいと思ひます。

○水谷國務大臣 その點はもし非常に具體的にこの委員會ではつきりさせることができませんらば、第十四條におきまして、その點を具體的にはつきりさせるのでございしますが、さきに述べましたやうに、非常に慎重な態度をとりたいと思ふのでありますから、第十四條におきまして、全國炭礦管理委員會に諮つてきめるというぐあいにしてあるのであります。

○大矢委員 従つて私はそれは讀んだのです。ここには「諮つて」とあるから、これは當然慎重な態度をとられるといふことはよくわかる。しかしながら、必ず原則として、ある程度の山の數なり範圍ぐらひはわからなければならぬと思ふ。なぜ私がこれをしつ／＼尋ねるかといふと、ここに目的の第一章にあるやうに、この増産のためには業者、労働者、政府、これが三位一體となつてやるのだ、このことを強くうたつてある。もしこれが指定炭礦が少

い場合には、三位一體の原則は抹消される。指定炭礦以外には生産協議會がない。でありますから、どの程度にこれをやるかといふことが、私は増産に大きな關係があると思ふ。三位一體が生きるか死ぬかといふことの問題であるから、この指定炭礦をどの程度にするからといふことが明瞭でない場合は、せつ／＼の生産協議會が、いろいろ／＼權限について論議されております。

たつてある。もしこれが指定炭礦が少い場合には、三位一體の原則は抹消される。指定炭礦以外には生産協議會がない。でありますから、どの程度にこれをやるかといふことが、私は増産に大きな關係があると思ふ。三位一體が生きるか死ぬかといふことの問題であるから、この指定炭礦をどの程度にするからといふことが明瞭でない場合は、せつ／＼の生産協議會が、いろいろ／＼權限について論議されております。

たつてある。もしこれが指定炭礦が少い場合には、三位一體の原則は抹消される。指定炭礦以外には生産協議會がない。でありますから、どの程度にこれをやるかといふことが、私は増産に大きな關係があると思ふ。三位一體が生きるか死ぬかといふことの問題であるから、この指定炭礦をどの程度にするからといふことが明瞭でない場合は、せつ／＼の生産協議會が、いろいろ／＼權限について論議されております。

たつてある。もしこれが指定炭礦が少い場合には、三位一體の原則は抹消される。指定炭礦以外には生産協議會がない。でありますから、どの程度にこれをやるかといふことが、私は増産に大きな關係があると思ふ。三位一體が生きるか死ぬかといふことの問題であるから、この指定炭礦をどの程度にするからといふことが明瞭でない場合は、せつ／＼の生産協議會が、いろいろ／＼權限について論議されております。

できなくなるといふことになるから、この罫はせひともパーセンテージなり、あるいは大手筋なら大手筋でよろしい、大手筋とはこのくらいのものであるといふことの範圍を聴いておきたいと思ふ。

○平井(富)政府委員　ただいま、十萬トン以上の炭鑛について、どの程度の生産のパーセントを占めるかという質問がございましたが、大體年産十萬トン以上の生産の山は、現在六五%程度を占めておるかと考えます。しかしこれは年産十萬トン以上の山を一律にたまたちに指定炭鑛に指定する、こういう意味で申し上げたものではありません。一應十萬トン以上の山は六五%以上の比率を占めておるといふ關係を申し上げたのであります。指定の基準としては、大臣から申し上げたような關係にありまして、その山の生産規模ということも、一つの標準になりましようしあるいは現在の出發能力、現在の出發量というものの比率がどうなつておるか、急速に増産し得るかどうかといふことも、一つの標準であります。いわゆる能率の問題も、そこに考慮すべき重要な要素であらうと思ひます。さらにはまたその山が貧鑛その他によつて相當増産をしなければならぬ山である。あるいは増産し得る餘地があるといふ點も考慮いたしまして、きめていくべきものであるというように考へております。

○大矢委員　結局それではこれは六五％ぐらい大手筋としてある。しかし大手筋でない貴族その他小さい炭礦といえども、必要に應じて管理委員會に諮つて決定する。それらが約七〇％ぐらいにまで差支えありませんか。

○平井(富政府委員 指定炭鑛の範圍は七〇%を第一次に指定したすというふうにも、ただいまのところ考えておらぬのであります。

○大谷委員 どうもはつきりしないの
ですが、私は今申しましたように、こ
れが非常に重要であるという點は、こ
の指定炭鐵は例の三位一體として責任
の所在を明らかにしたい。こういうこ
とで、各委員から質問があつたのであ
ります。その質問のときに、石炭廳、
政府役員に對し、あるいはそれ／＼の
機關の監督は最高責任として商工大臣
がもつのであるから、政府責任もある
。これは十分責任の所在が明らかで

りいかなかつた原因がどこにあるかという責任の所在を明らかにするため、監査あるいは査問機關というように、従来の監督機關とここに別個に、超然とした第三者的な嚴重なる審査、あるいは監査、査問というものが開かれて、その責任の所在を明らかにしなければ、共同責任ということは、結局責任のなすり合いで、依然としてわれわれは生産が所期の目的を達しないと思います。からして、私はそういう機關を別個にもつて、責任の所在を明らかにする機關が必要であると思うのですが、その點について、政府のお考えを伺いたいと思います。

てある程度統制經濟をやつていく、そのために官吏といふものの活動が非常に大きな影響を与えるということに鑑みまして、今度中央監査委員會、そして各省にたとえば商工省なら商工省に

監査委員會というものが置かれておるのでございます。従つてこの法案に對しまする官吏の行動というものも、あるいは中央監査委員會の對象になり、さらにまた商工省内に置かれたところの商工省の監査委員會の對象になるといふぐあひに考へておるのであります。その上さらにこの問題に關して一つまた別の監査制度を設けるのはどうかという點を考へまして、この法案に感らなかつたような關係でござい
ます。

というものが決定すべきであらうと思
います。従つてそういう御指摘の點に
おいて、もしそれが必要ならば、そこ
に専門部會というものを設けられるこ
とは差支えないと考えております。

○大矢委員　それで非常に明らにな
つたのです。それでは指定炭鑛と普通
炭鑛の區別がありまするが、これは政
府が資材、資金その他について取扱
いを同一にするのか、區別をするのか、
これは一方には非常に嚴重な監査があ
り、命令權があるのでありまして、こ
れを同じにするということが私はどう
かと思う。必らずそこに差異があらう
と思うが、この點を私は明らかにして
おきたいと思う。

○平井(富)政府委員　資材、資金の配

○平井(富)政府委員 資材 資金の圓分の問題でございますが、指定炭鑛の指定の進行のぐあいにもよるわけですが、元來資金、資材の計畫といましては、全生産に要します資金資材、いわゆる全炭鑛の資金資材というものを明確にいたさなければならぬのであります。従いまして、指定炭鑛以外の一般炭鑛につきましても、指定炭鑛と同様に、やはり必要でありますれば報告を徴し、あるいは現地に臨みまして検査をいたし、あるいはまた帳簿書類というものは整然として記載しておかなければならぬというところから

てございまして、資本金の形を整へて、その使途等につきましては、十分必要に應じて監査し得るということになつておる次第であります。従つて指定炭礦と一般炭礦との間に、そこに政

府の關與の程度は違つてまいります。が、資金資材の政府としての計畫の枠格上、また全生産を維持するという観点からいひましても、當然全炭鐵の公

かしにくいかという點がきまつてくる
と存じます。従つて國管が組織法であ
ります關係上、先般閣議で決定されま
した各種の増産措置、あるいは今後さ
らに状況に應じて打たれると豫想
されますような増産措置が、この國家
管理という組織を通じて、より有効
に働けるのじやないかとというよう
に考える次第であります。従つて國管
をやつたために、數字的に從來より
あるいは一割増産できたというより
性格のものでなく、國家管理という
ものの組織を通じて増産措置を講じて
いくことが、増産に對してより有効か
どうか。こういう問題であらうかと考
へておる次第であります。その問題に
つきまして、從來から商工大臣ある
いは政府委員から申上げておられます
ような理由によりまして、この國家管
理の施行によりまして、より有効に増
産が進め得る。かように考へておる次
第でございます。

○深津委員 それでは三千三百萬トン
という數字はないのですか、あるの
ですか。私はあると聞いておるから言
つておるのです。あつたらそれを出し
て下さい。

○平井(宣)政府委員 來年度三千三百
萬トンという政府の生産計畫は、これ
によつて現在三千三百萬トンを達成し
ようというふうに、私どもは努力して
おる次第であります。

○深津委員 それじやその数字を
見せてください。

○水谷國務大臣 國管が通りますすれ
ば、政府は來年度の經濟情勢とにらみ
合ひまして、三千三百萬トンという
ことを決定し、それが石炭局を通じて
各山へいきまして、そして生産協議會

におきまして、それ／＼どの程度に數
字がなるかというのを検討いたしま
して、大陸三千三百萬トンという數字
が出てくるのでございますから、今
政府が生産協議會の意向も聴かずに、
あの山はこれだけ、この山はこれだけ
ということを言うことは、いわゆる法
の精神から見まして、矛盾した間違
つた點であらう。このように考へてお
ります。

○深津委員 その點は私も幾分了承で
きるのでありますが、しかし、これをつくる
根據の三千三百萬トンというのは、石
炭廳で御計畫になつた數字だと思いま
すから、その計畫の御數字を石炭長官
ぜひ出していただきたい。

「當然だ」それでなければ話合は
できやしないじやないか」その他
發言する者多し

○伊藤委員長 靜肅に願います。

○渡邊(誠)政府委員 ただいまの三千
三百萬トンの地方別の内譯の數字につ
いては、資料を提出したいと思つてお
ります。なお……

○深津委員 炭鑛別にこれをお願いし
たいのです。これは數字は必ずあると
思ふのです。なかつたら三千三百萬ト
ンという數字は、私たちは納得ができ
ないのです。それで申し上げるので
す。

○水谷國務大臣 それはさつき申し上
げました理由によりまして、炭鑛別に
數字を示すことはできません。

○深津委員 まことにあつかましいよ
うで申しかねますが、私はこの數字に
根據がないということならいいでいい
が、あるというからこの數字をせひ出
していただかなければ、私は納得がい
かないのです。保留することはできま

せんから、どうかこの點だけは、ひと
つ商工大臣我を折つてお出し願えぬで
しようか。

○水谷國務大臣 我を折るとか折らぬ
とか、そういう面子とか、そういうよ
うな問題ではございません。大體これ
までも繰返して御説明申し上げました
ように、來年度の日本經濟の情勢をば
ならみ合はせまして、大體これだけの
カロリーで三千三百萬トンというもの
が絕對に必要であるということ、一
應策定いたします。それが地方別に流
れていきまして、そして生産局長が
各山に指示をいたしまして、生産協議
會できめていただくということになつ
ておりますので、政府といたしまして
は、大體それらの集計が三千三百萬ト
ンにはなることは期待しております
が、場合によればあるいは多少減るか
もわからないし、あるいはまた増える
かも知れないのでございます。従つて
そういうような各山々のいわゆる數字
をば、今出せということは、何のため
に生産協議會をやつて、下から繰上る
ところのいわゆる勤勞意欲を振興さ
すかどうかということがわからなくなる
のであります。私は深津さんが我を
折つてもうこれ以上御追究にならぬよ
うにお願いいたします。(笑聲)

○深津委員 私は生産意欲を増すため
には、たとえばこれだけの報奨物資が
あるといつても生産意欲は増えぬで
すから、初めにこの山は何トン、この山
は何トンという數字がなければ、こ
の計畫は私は根柢から覆えると思いま
すから、それで私はよくその事情を知
つておりますから、この三千三百萬ト
ンの數字がまるきり石炭廳にないとい
うことはないと思ひます。また生産協

議會へかける資料もあるだろうと思ひ
ますから、その資料がない先に、これ
をすつたものだやる必要はないから、
この數字をひとつ石炭長官必ず私はあ
なたのところにあるというのを知つ
ておりますから出してください。水谷
面工大臣はおわかりにならないのが當
然だと思ひますが、私は多少炭鑛のこ
とに經驗をもつています。その炭鑛を
扱つてゐる石炭廳で、この資料がない
ということ、私はどうしても言わ
ない。

○渡邊(誠)政府委員 お答えいたしま
す。三千三百萬トンという根據で出
るか、三千三百萬トン以上の出炭をす
る能力が、現在日本の炭鑛にあると信
じております。おそろく全國の炭鑛の
力というものを炭鑛に御經驗のある方
方がお考へになれば、三千三百萬トン
以上の出炭がなし得る力を炭鑛がもつ
ておるといふことを、多分御承知だろ
うと思ひます。しかしながら、どれだ
けにおさまるかというものは、明年三千
三百萬トンを抑るだけでは困るので
ございまして、先行き順次増産を續けて、
日本の國の所要を充たすというための
掘進、あるいは補強というような作業
を、どの程度して、順次増産の形にい
くかという、いわゆる掘進と採炭の調
整を考へ合わせた場合に、三千三百萬
トン程度の力の出炭が明年の出炭とし
て、翌年の出炭に對して最上の數量で
あらう、こういうふうに考へられるの
であります。なお出炭につきまして
は、炭鑛の過去のそれ／＼の實績とい
うものに基きまして、各地方でそれぞ
れの炭鑛が考へてゐるのであります
て、そういう地方ごとの合計をいたし
ました實績というものを根據にして、

中央としては生産計畫を立てるという
ことは當然のことだと、私は考へてい
るのであります。その數字の地方別
の合計が三千三百萬トンになる。こ
ういうことを御提出してあるのであり
ます。

○深津委員 掘進と採炭によつてそれ
が出るというところは私も知つていま
す。そんなことを私はお聴きするんじ
やありません。それは私をばかにした
話だと思ひます。掘進と採炭でなくて
出ますか、そんなことがわからぬと思
つていらつしやいますか。それはあな
たのおつしやる説辯というほかに方法
はない。それよりも地方別にそれがあ
るといふなら、その數字があるからそ
の數字を出してくれ、國管の問題で
なしに、増産の問題でもこれです。よ
うな數字まで立てておるじやあり
ませんか。いい加減に地方別にやるの
だつたらデスク・プランで何にもなら
ぬじやないですか。ですから地方別で
なしに炭鑛別で必ずわかる。これがわ
からないような人が石炭廳のお役人と
私は思ひませんから聴いておるのです。
一つこれはどうしても私は出して
だかなければ納得ができませんから、
出していただけませんか。

○渡邊(誠)政府委員 各地方別の過去
の實績を根據にして、將來の資材資金、
あるいは労働能率を考へ合はせまして
將來の出炭計畫を立てるのが通常の姿
だと考へております。その結果に基き
まして、需要とにらみ合はせ、そ
ういふ結果に基いた數字を地方の炭鑛の力
と比べ合はせておちつかせる。こ
ういふ形に出炭計畫は立つていつておると
思ひます。

しまして、本日はこれにて散會をいたします。

午後零時四分散會

印刷者 印刷局